料金表（ローゼンホーム上山ヘルパーステーション）

令和8年6月1日 より

■訪問介護／サービス提供時間帯：0:00～23:59

単位数単価　10.84

サービス種別	提供時間	単位数	1回のご負担額 1割	2割	3割
身体介護01	～20分	163	177円	354円	530円
身体介護1	20分～30分	244	265円	529円	794円
身体介護2	30分～60分	387	420円	839円	1,259円
身体介護3	60分～90分	567	615円	1,230円	1,844円

サービス種別	提供時間	単位数	1回のご負担額 1割	2割	3割
生活援助2	20分～45分	179	194円	388円	582円
生活援助3	45分～	220	239円	477円	716円

サービス種別	提供時間	単位数	1回のご負担額 1割	2割	3割
身体介護1／生活援助1	20分～30分 ／ 20分～45分	309	335円	670円	1,005円
身体介護1／生活援助2	20分～30分 ／ 45分～70分	374	406円	811円	1,217円
身体介護2／生活援助1	30分～60分 ／ 20分～45分	452	490円	980円	1,470円
身体介護3／生活援助1	60分～90分 ／ 20分～45分	632	685円	1,370円	2,055円

※報酬基準に基づき、当該表（下記・右記含む）に記載のある加算について要件に該当した場合、算定致します。

※介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　所定単位数に加算率を乗じた単位数

<加算率>　訪問介護　２８．７％

所定単位数は、基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

□同一建物減算　月の合計単位数－10/100単位（※）

事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合

（※）同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合は－12/100単位

□特定事業所加算（Ⅰ）　所定単位数＋20/100単位

事業所が厚生労働大臣が定める基準（特定事業所加算（Ⅰ））に適合した場合で、居宅サービス計画に沿って、指定訪問介護のサービス提供を受けた場合

□特定事業所加算（Ⅱ）　所定単位数＋10/100単位

事業所が厚生労働大臣が定める基準（特定事業所加算（Ⅱ））に適合した場合で、居宅サービス計画に沿って、指定訪問介護のサービス提供を受けた場合

□初回加算（1月約217円）

新規に訪問介護計画を作成し、初回に訪問介護を受けた同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等と同行訪問しサービス内容の確認を行った場合

□早朝、夜間（所定単位数の125／100）

6:00～8:00、18:00～22:00にサービス提供を受けた場合

□深夜（所定単位数の150／100）

22:00～6:00にサービス提供を受けた場合

料金表（ローゼンホーム上山ヘルパーステーション ）

令和8年6月1日 より

■介護予防・日常生活支援総合事業　訪問型サービス

■サービス提供時間帯：0:00～23:59

単位数単価　10.84

サービス種別	提供時間	単位数	1か月のご負担額 1割	2割	3割
訪問型サービスⅠ（1）	1回／週　程度	1,176	1,275円	2,550円	3,825円
訪問型サービスⅠ（2）	2回／週　程度	2,349	2,547円	5,093円	7,639円
訪問型サービスⅠ（3）	3回／週　程度	3,727	4,040円	8,080円	12,120円

※報酬基準に基づき、当該表（下記・右記含む）に記載のある加算について要件に該当した場合算定致します。

※船橋市が定める単位と当該表に表記している単位が異なる場合は、船橋市が定める単位を優先します。

介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　所定単位数に加算率を乗じた単位数

<加算率>　介護予防・日常生活支援総合事業　訪問型サービス　２８．７％

所定単位数は基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

□同一建物減算　月の合計単位数－10/100単位（※）

事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合

（※）同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合は－12/100単位

□初回加算（1月約217円）

新規に訪問介護計画を作成し、初回に訪問型サービスを受けた同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問型サービスを行う場合又は他の訪問介護員等と同行訪問しサービス内容の確認を行った

□早朝、夜間（1月所定単位数の125／100）

6:00～8:00、18:00～22:00にサービスを受けられた場合

□深夜（1月所定単位数の150／100）

22:00～6:00にサービスを受けられた場合